

平成28年（行ウ）第211号 工事実施計画（その1）認可取消請求事件

平成31年（行ウ）第115号 工事実施計画（その2）認可取消請求事件

原 告 天野 捷一 外248名

被 告 国（処分行政庁 国土交通大臣）

参加人 東海旅客鉄道株式会社

### 準備書面 31

（環境影響評価）

2021（令和3）年4月12日

東京地方裁判所民事第3部B②係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高木 輝雄

同 関島 保雄

同 中島 嘉尚

同 横山 聰

同 和泉 貴士

外

## 目次

第 1 総論.....	6
1 環境影響評価法 3 3 条 1 項について .....	6
2 本書面の位置づけ .....	6
第 2 横断条項の判断枠組み .....	6
1 環境配慮審査のあり方 .....	6
(1) 環境配慮審査の位置づけ .....	6
(2) 環境配慮審査が違法となる場合 .....	7
(3) 評価書等に瑕疵があるかどうかの判断基準 .....	7
ア アセス法の要求する手続き .....	7
イ 法令上要求されている手続き .....	8
ウ 事後的な視点の必要性 .....	12
(4) 裁量権の合目的的行使義務違反となる場合 .....	13
2 事業審査と環境配慮審査の総合判断のあり方 .....	13
(1) アセス法その他の環境法令の定め .....	13
ア アセス法の規定 .....	13
イ 環境基本法等における基本理念 .....	14
(2) 判断過程審査がなされるべきこと .....	15
(3) 具体的な判断過程 .....	15
第 3 本件における環境影響評価手続きの瑕疵 .....	16
1 本項の目的.....	16
2 構造物が特定されていないこと（原告準備書面 8 の 2 頁以下） .....	16
(1) 駅について.....	16
(2) 駅以外の構造物について .....	16
(3) 本件評価書上の記載 .....	16

(3) 小括.....	17
2 工事方法等に関する特定がないこと .....	17
(1) 構造物の特定がなく工事方法等も特定できないこと .....	17
(2) 調査・予測手法が詳細化されていないこと .....	18
ア 建設発生土が大量に発生する点について .....	18
イ ウラン含有土壤が搬出等されるおそれがある点について .....	18
(3) 発生土置き場の環境影響評価手続きが実施されていないこと .....	19
ア 発生土置き場の位置等が特定されていないこと .....	19
イ 環境影響評価手続きの未実施 .....	20
(4) 小括.....	21
3 複数案検討が実施されていないこと .....	21
(1) 本件評価書上の記載 .....	21
(2) 構造物ごとの複数案検討の未実施 .....	21
(3) 小括.....	21
(4) 法改正について .....	22
4 参加権侵害があること .....	22
(1) 情報開示等が不十分であること .....	22
(2) 参加人が各意見を勘案していないこと .....	22
(3) 小括.....	23
5 潜脱的事後調査が実施されていること .....	23
(1) 本来的事後調査について .....	23
(2) 発生土置き場に関する事後調査について .....	23
(3) 小括.....	24
6 環境保全措置の不当な変遷 .....	24
(1) 水問題をめぐる動き .....	24
(2) 環境保全措置の事後の提案 .....	24

ア 導水路トンネル案の提案 .....	24
イ アセス法令の潜脱となること .....	25
(3) 本件環境影響評価手続きが不十分であること .....	25
(4) 参加人の説明の変遷 .....	26
(5) 意図的に評価書上の記載を省略又は改ざんしたこと等 .....	26
ア 畑薙山断層帯に関する本件評価書の記載の修正 .....	26
イ 平成25年頃には畑薙山断層帯への対応（甲C-S第56号証）と同様の調査・予測結果が存在したこと .....	26
ウ 断層や破碎帯に関する慎重な調査・予測等の必要性 .....	27
エ 畑薙山断層帯においては殊に慎重な調査・予測が必要なこと .....	27
オ 小括 .....	28
(6) 事後調査が本来的事後調査とはいえないこと .....	28
(7) 小括 .....	28
7 本件環境影響評価手続きが不十分であること .....	29
(1) 地盤に関わる工事の基本 .....	29
(2) 本件環境影響評価手続きにおける地盤沈下の調査等 .....	29
(3) 調査等の不足が明らかなこと .....	29
ア 地盤に関わる工事の基本を無視した環境影響評価手続き .....	30
イ 施工方法や施工段階に応じた環境保全措置の検討の未実施 .....	30
(4) 小括 .....	31
第4 本件認可処分が違法であること .....	31
1 環境配慮審査が違法であること .....	31
(1) 本件評価書に瑕疵があること .....	31
(2) 裁量権の合目的的行使義務違反が認められること .....	31
2 事業審査と環境配慮審査の総合判断が違法であること .....	32
(1) 事業審査の違法性 .....	32

(2) 総合判断の違法性 .....	32
--------------------	----

## 第1 総論

### 1 環境影響評価法33条1項について

本件工事実施計画の認可は全幹法9条1項に基づいてなされているところ、同規定は認可に関する基準を法律の規定で定めていない。一方で、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）33条1項、同2項3号、同施行令19条、同別表第四の三の項より、本件工事実施計画の認可において、認可権者である国土交通大臣は、①対象事業の実施による利益に関する審査をすること（以下「事業審査」という。）、②評価書の記載事項及びアセス法24条の書面に基づき、当該事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかの審査をすることが求められ（以下「環境配慮審査」という。）、③これらを併せて認可等に関する判断をすべきことが定められている。

### 2 本書面の位置づけ

本書面は、環境影響評価法33条（以下「横断条項」ということがある。）に基づく免許等に関する判断の違法性の判断枠組みに関し、原告準備書面第6における主張を補充することを目的とする。

以下、第2の1において、前記1②の環境配慮審査の違法性の判断枠組みについて、第2の2において、前記1③の事業審査と環境配慮審査の総合判断の違法性の判断枠組みについて、第3以下において、本件評価書に瑕疵があること及び本件工事実施計画認可処分が違法であることを論ずる。

## 第2 横断条項の判断枠組み

### 1 環境配慮審査のあり方

#### (1) 環境配慮審査の位置づけ

前記第1の1で述べたとおり、アセス法は、全幹法9条1項の認可の判断に際し、環境配慮審査を行うべきことを義務付けている。これは、全幹法9条1項の認可における考慮要素であるから、環境配慮審査がなされていない場合には考慮遺脱の違法が、環境配慮審査が適切になされていない場合には

考慮不専の違法があるというべきであり、本件においても、環境配慮審査に裁量権の逸脱濫用があったかが判断されなければならない。

## (2) 環境配慮審査が違法となる場合

アセス法 33 条 1 項、同 2 項は環境配慮審査のあり方について、評価書の記載事項等に基づき審査されるべきことを定めている。環境はその範囲、内容等が抽象的、流動的であり、その保全の方法も多種多様であると考えられる。しかし、後述するとおり、環境基本法及び環境影響評価法令その他の環境法令は、対象事業に係る免許等を行う者に対し、「持続可能な開発」という基本理念のもと、合目的的裁量権の行使が義務付けられているというべきである。

そして、環境配慮審査においては、判断資料である環境影響評価書及びアセス法 24 条の書面（以下「評価書等」という。）がアセス法その他の環境法令の趣旨・目的に適合していることが前提とされ、仮に、評価書等に瑕疵がある場合には判断資料が欠けていることになるから、判断の基礎となる事実を欠くか又は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超える又は裁量権を濫用してされた判断というべきである。

## (3) 評価書等に瑕疵があるかどうかの判断基準

### ア アセス法の要求する手続き

アセス法は環境影響評価手続きの実施主体を事業者としており、その意義については原告準備書面 6において述べた通り、事業者が事業の内容を最もよく理解でき、事業の環境適合性を高めることが出来るとの考え方によるものである。その前提として、事業者にはアセス法の定める手続き及び環境法令の趣旨目的に適合する形での環境影響評価手続きの実施が求められている（アセス法 3 条、環境基本法 8 条 1 項）。

そうすると、アセス法の要求する手続きを履行していない場合には事業者による環境影響評価手続きには瑕疵があるというべきであり、環境配慮

審査の違法性の判断に当たっては、法令の要求する手続きの履行の有無が判断されなければならない。

イ 法令上要求されている手続き

(ア) 根拠法令

本件工事実施計画に係る環境影響評価手続きに関する詳細は、鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「鉄道技術評価省令」という。）が規定する（環境影響評価法3条の2第1項、同施行令別表第一の三の項のイ）。

本件工事実施計画の認可に際する環境影響評価手続きは鉄道技術評価省令にそって行われなければならない。以下では、本件との関連で特に説明が必要な点に関し、主張を補充する。

(イ) 構造物の特定の必要性

建設線の建設を行おうとする場合には工事実施計画の認可が必要である（全幹法9条1項）。同計画には、工事の区間、線路の位置、線路延長、停車場の位置、車庫施設等の記載が必要とされている（全幹法9条1項、同施行規則2条1項1号ないし6号）。

鉄道技術評価省令に基づく環境影響評価手続きは、第一種鉄道建設等事業についてなされ（鉄道技術評価省令1条、アセス施行令別表第一の三の項のイの第二欄）、ここでいう第一種鉄道建設等事業とは建設線（全幹法4条1項）に関する事業であるが、当然、停車場や車庫施設の建設等も含むことは、工事実施計画の前記要記載事項からも明らかである。

そうすると、環境影響評価手続きにおいては、中央新幹線の走行ルートのみならず、線路の位置、停車場及び車庫施設等の位置・構

造等の特定が求められているというべきである。このような特定を  
なくして、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保という環境影響評価法の目的（同法1条）を達成することはできないことは原告準備書面第6の第2でも述べてきたところである。

(ウ) 工事方法等に関する特定の必要性

① 全幹法における工事方法等の特定の必要性

構造物の特定の必要性に加えて、工事実施計画の認可に際しては、工事方法に関する特定も求められている（全幹法施行規則2条1項7号イないしレ）。このうち、「その他工事の実施に関し必要な事項」（同号レ）には、本件工事実施計画の遂行にあたって当然発生することが想定される大量の建設発生土の処理方法等が含まれるというべきである。

② アセス法における工事方法等の特定の必要性

鉄道事業評価省令21条4項より、事業者は環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素として廃棄物等を掲示し、廃棄物等には「副産物」が含まれる（同項4号イ）。建設発生土は「廃棄物」ではなく、地山の掘削に伴って生ずる「副産物」であるから、建設発生土については、同省令21条4項4号イによって環境影響評価の対象とされている。

そして、廃棄物等に関しては、その発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度が把握できることが要求されている（同省令22条6号）。最終処分量が評価対象となっているのは、循環型社会形成推進基本計画（循環型社会形成基本法15条以下）を踏まえ、廃棄物等の発生抑制や再使用の検討までをも事業者の責務とすることを明示するためである。

そして、環境省が監修し、一般社団法人日本環境アセスメント協会が発行している「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壤環境・環境負荷」においては、調査としては再資源化施設等の受け入れ能力等の調査、予測としては発生量や最終処分量の予測（以上 288 頁）、環境保全措置としては事業段階、事業活動のステップごとの検討が必要とされ、この中には発生した副産物の再利用方法や副産物の他事業への搬出の検討が含まれている（289 頁）。

さらに、調査・予測手法の詳細化が必要な場合について、①「特別管理廃棄物などの人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が発生する場合には、発生量・最終処分量だけでなく、保管方法や運搬方法、処理・処分方法の計画についても明らかにする。」、②「廃棄物の処分が逼迫した状態にある場合には、発生量・最終処分量だけでなく、具体的な処分先を含めた、処理・処分方法の計画についてもできる限り具体的に明らかにする。」とされている（288 頁）。

### ③ 小括

以上、全幹法及びアセス法令の規定について述べた通り、工事方法等の特定がなされていることが法令の要求するところであり、特定がなければ事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保という環境影響評価法の目的（同法 1 条）を達成することはできない。

#### (エ) 複数案検討の実施（鉄道技術評価省令 3 条等）

複数案検討をすべきこと及びその意義は原告準備書面 6 ですでに主張してきたところであるが、本項ではその根拠規定について主張を補充する。

まずアセス法 3 条の 2 第 1 項は、「一又は二以上の当該事業の実

施が想定される区域…についての検討を行わなければならない。」としており、同規定は複数案検討の根拠規定と解される。鉄道技術評価省令 3 条 1 項は位置等に関する複数案検討を義務付け、同 2 項はゼロオプション（中央新幹線に関する事業を実施しないという案）を含めた検討に関しても努力義務を課している。上位法令であるアセス法 3 条の 2 第 3 項に基づき策定された環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成 9 年 12 月 12 日環境庁告示第 87 号、最終改正：平成 26 年 6 月 27 日環境省告示第 83 号（以下「基本的事項」という。））の第一の一(3)においても、複数案検討の実施が義務付けられている。

以上述べた複数案検討については、単に走行ルートを複数案検討するだけではなく、第一種鉄道建設等事業が実施されるべき区域の位置等に関してなされるべきこととされており、第一種鉄道等事業の意義は前記（イ）のとおり、停車場等の建設も含むのであるから、停車場等についてもそれぞれ複数案検討がなされなければならない。

#### （オ） 市民の参加権保障

アセス法は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において方法書説明会、準備書説明会を開催すべきことを定め（同 7 条の 2 第 1 項、17 条 1 項）、また、市民に対し環境保全の見地から意見を提出することを認め（同 3 条の 7 第 1 項、8 条 1 項、18 条 1 項）、同意見について事業者は見解を示すことが義務付けられている（アセス法 5 条 1 項 8 号、同施行規則 1 条の 5 第 1 号ロ・ハ、アセス法 14 条 1 項 2 号、同 21 条 1 項）。

これらの規定は、適正な環境配慮がなされるよう国の政策や環境負荷を与える事業に関する意思決定に参与する権利すなわち参加

権としての環境権を国民に保障した規定である。

事業者からの情報提供が不十分な場合にはそもそも市民が意思決定に十分に参与することが出来ず、また、環境保全の見地から提出された意見等に対して、事業者から実質的な見解が示されていない場合には、参加権保障がないがしろにされていることになり、よって、参加権保障を侵害するものとして、環境影響評価書に瑕疵があると評価すべきである。

#### ウ 事後的な視点の必要性

これらアセス法令等の定めに従うべきことは当然であるが、環境影響評価書の瑕疵の判断をするに際して、本件工事実施計画認可処分以後の事後的な事情も総合的に考慮して判断する必要がある。

アセス法14条1項7号ハは、環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に行う環境の状況の把握のための措置として事後調査（以下「本来的事後調査」という。）を位置づけているが、アセス法は「一部の環境影響評価手続きを後回しにする事後調査」（以下「潜脱的事後調査」という。）は予定していない。そうすると、環境影響評価書の公告・縦覧後に、環境影響評価手続き内では実施しきれなかった調査を実施した場合には、同調査が本来的事後調査に該当しない限りは潜脱的事後調査となり、このような潜脱的事後調査が行われたことは環境配慮審査時点で評価書がアセス法令が要求する水準を満たした評価書でなかつたことを推認させる事実となる。

取消訴訟における違法判断の基準時は処分時と解されているが、潜脱的事後調査が行われたことをもって、瑕疵ある評価書等であることの評価根拠事実とすることは、処分時説と矛盾するものではない。

更に、公告・縦覧後に、環境保全措置に関する方針が右往左往するような場合には、環境影響評価書作成時点で十分な環境保全措置の検討がなさ

れていなかったことを意味し、やはり評価書等に瑕疵があると評価すべきである。

#### (4) 裁量権の合目的的行使義務違反となる場合

以上、評価書等に瑕疵があると評価すべき場合すなわち環境配慮審査にかかる裁量権行使の前提となる資料が欠ける場合について詳述した。評価書等に瑕疵があればその時点で、環境配慮審査は判断の基礎となる事実を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされた判断となる。

仮に、評価書に瑕疵があるとしてもそれが判断の基礎となる事実を欠くとまではいえないと考える余地があるとしても、判断権者には「持続可能な開発」という基本理念に従った裁量権の合目的的行使義務があること及び環境影響評価法があえて環境配慮審査という環境配慮に特化した判断枠組みを設けていることから、判断権者は複数案検討の実施の程度・具体性、環境保全の見地から提出された意見等に対する検討・回答の実質性、環境影響評価の実質性（評価の対象となる構造物等の特定性や実地調査の程度、調査の期間等）を考慮して、環境配慮がなされていないと判断することが必要な場合があるといえる。そうすると、右考慮がされていないか不十分な場合にもやはり判断が社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超えて裁量権を濫用してされた判断というべきである。

## 2 事業審査と環境配慮審査の総合判断のあり方

#### (1) アセス法その他の環境法令の定め

##### ア アセス法の規定

アセス法 24 条は免許等を行う者に対し、評価書について環境保全の見地から意見を提出することを期待しており、同意見が提出された場合には同法 25 条により事業者は評価書の再検討及び補正をしなければならない。同 33 条の横断条項については既述したとおりであり、これらの各規定は、免許等を行う者をして、環境の保全について適正な配慮がなされることを

確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保（同法1条）に資するための規定である。

更に、主務大臣については環境影響評価手続きの各段階において環境保全の見地からの意見提出が期待されているところ（同法3条の6）、本件においては、免許等を行う者と主務大臣が同一である。

以上のアセス法の各規定及びそもそもアセス法が「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」に関して定められたものであり環境影響の発生が前提となっていることを踏まえると、アセス法は免許等を行う者について、環境保全の見地から適切に、合目的的に裁量権を行使することを求めており、殊に、免許等を行う者と主務大臣が同一である本件においてはその要請が大きいというべきである。

#### イ 環境基本法等における基本理念

アセス法の上位法令である環境基本法は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を基本理念とし（同法3条ないし6条）、国は同理念にのっとり、環境の保全に関する施策を実施しなければならない（同6条）。持続可能な発展については原告準備書面6で詳述したとおりであるが、その意義は環境容量の中で経済活動を行うことにある。

持続可能な発展の概念については、環境基本法のほかに、自然保護分野における基本法である生物多様性基本法1条、2条4項及び4条並びに循環管理分野における基本法である循環型社会形成基本法3条においても明示されているものである（同理念にのっとって施策を実行すべき義務について、生物多様性基本法7条、循環型社会形成基本法9条）。

そして、環境基本法19条は環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するに当たっては環境の保全について配慮しなければならない旨定めている。

以上の各規定及び持続可能な発展という環境法令における基本理念を考

慮すると、国は事業者の事業に対し許認可の判断をするに際しても、基本理念である持続可能な発展にのっとった判断をすることが求められているというべきである。

## (2) 判断過程審査がなされるべきこと

アセス法33条2項3号は認可の判断方法につき、事業審査と環境配慮審査の結果を併せて判断すると規定するのみであるが、以上のとおり、アセス法その他の環境法令の体系、趣旨及び目的等からすれば、対象事業の実施による利益があり、かつ同事業が環境容量の中で持続可能な開発であると認められる場合にはじめて認可が可能なのであって、持続可能でない場合には認可権者は認可処分に条件を付すか認可処分を拒否しなければならないというべきである。

同判断においては、認可権者に一定の裁量権が認められるが、それは被告の主張するような「広範な裁量権」ではなく、環境法令等の考慮すべきことを適切に考慮するという合目的的な裁量権行使が義務付けられているのである。

よって、本件においては、裁量権を合目的的に行使することにより本件工事実施計画の認可がなされたかを判断するために、その判断過程に沿った検討がなされなければならない。

## (3) 具体的な判断過程

アセス法33条2項3号が具体的に想定している判断過程は①対象事業実施による利益の有無及びその程度（事業審査）、②対象事業についての環境配慮の有無及びその程度（環境配慮審査）、③事業審査及び環境配慮審査の結果から当該事業が持続可能な発展という基本理念に整合するものかどうかである。

よって、仮に①ないし③のいずれかについての判断が欠けているか、同判断がなされた形跡が認められないであれば、免許等を行うに際する判断に

考慮不尽・考慮遺脱による裁量権逸脱濫用の違法があるというべきであるし、持続可能な発展という基本理念に反し、過剰に①を重視するような判断がなされた場合は考慮逸脱による裁量権逸脱濫用の違法があるということになる。

### 第3 本件における環境影響評価手続きの瑕疵

#### 1 本項の目的

本件における環境影響評価手続きの瑕疵については、訴状や原告準備書面等において従前主張してきたところではあるが、横断条項の判断枠組みとの関係で再度これらを整理する。

#### 2 構造物が特定されていないこと（原告準備書面8の2頁以下）

##### (1) 駅について

参加人は、東京都及び名古屋市にターミナル駅を設置し、両ターミナル駅間に所在する神奈川県、山梨県、長野県及び岐阜県にそれぞれ1つ中間駅を設けることとしている（丙第1の1号証3－7頁等）。

本件評価書上、1都5県に設置される駅の位置・規模・構造等が示されている個所を別紙のとおり整理した。いずれの駅についても、一定区域を円を囲むなどして概括的な位置は示されているが、具体的位置は特定されていない。そして、駅の規模については、幅、長さ、深さ・高さが概括的に示されるのみであり、構造については断面図等が示されているにとどまる。

##### (2) 駅以外の構造物について

駅以外の構造物としては変電施設、保守基地、保守用車両留置施設、車両基地等が挙げられるところ、これらについても、駅と同様に別紙のとおり本件評価書上の記載個所を別紙のとおり整理した。いずれの構造物についても、駅と同様、具体的位置、規模、構造等が特定されていない。

##### (3) 本件評価書上の記載

ア 参加人は、「新幹線鉄道の建設においてはその技術的特性上、工事実施計画の認可…の後用地取得や設計などをを行う中で各施設の詳細な計画を決定

する」とし、工事実施計画の認可申請時点では前記(1)及び(2)のように構造物に関し概略的な位置・規模・構造を示すにとどまるのでも、十分と考えているようである。

イ しかしながら、前記第2の1(3)イ(イ)のとおり、構造物についてその位置・規模・構造等が特定されていなければ、アセス法令が要求する環境影響評価手続きは実施することが出来ない。原告準備書面8でも主張したように地上の構造物については具体的な位置・規模・構造によって周辺住民の日照侵害、電波障害の有無・程度は大きく左右される（同書面3ないし5頁）ほか、駅等を建設する際の工事に伴う騒音・振動及びリニア中央新幹線の運行供用開始後の同新幹線の運行に伴う騒音・振動による周辺住民の健康被害の程度等もまた大きく左右される。

ウ 前記(1)及び(2)で述べたとおり、本件評価書を総覧する限り、どこにどのような構造物が建設されるのかは具体的に特定されていない。そうすると、構造物の建設等による環境影響を正確に予測し、調査し、これに基づいて環境保全措置を検討することはおよそ不可能であるというべきである。

### (3) 小括

以上述べた通り、本件評価書は、構造物の特定が欠ける以上、同構造物の建設等による環境影響についての環境影響評価手続きをアセス法令の趣旨・目的に適合する形で実施することはできない。

よって、本件評価書における構造物の特定の欠如は本件評価書の瑕疵を構成する。

## 2 工事方法等に関する特定がないこと

### (1) 構造物の特定がなく工事方法等も特定できること

前記1で述べた通り、本件評価書においては、構造物について具体的な特定がない。地下の構造物についてはどれだけの建設発生土が発生するかを正確に予測できない以上、前記第2の1(3)イ(ウ)で詳述したアセス法令上要

求されている建設発生土の発生量の予測、これに基づいた環境保全措置の検討ができないほか、調査・予測手法の詳細化の要否も検討できない。

(2) 調査・予測手法が詳細化されていないこと

ア 建設発生土が大量に発生する点について

(ア) リニア中央新幹線に関する工事の特質

リニア中央新幹線は、走行区間の多くが地下を走行し、前記2(1)で述べた駅も地下に設置されるものがある。そうすると、構造物の特定の有無によって程度の差はあるが、いずれにせよ大量の建設発生土が生ずることが容易に予測できる。

よって、大量の建設発生土の発生については「廃棄物の処分が逼迫した状態」に該当（前記第2の1(3)イ（ウ）②）し、本件は廃棄物等に関する環境影響評価手続きにおいて調査・予測手法の詳細化が必要な場合にあたるというべきである。

(イ) 本件評価書上の記載

工事方法、特に建設発生土に関する本件評価書上の記載個所を別紙のとおり整理した。前記（ア）のとおり、一定程度の建設発生土が生ずることは容易に予測できるにもかかわらず、本件評価書上の記載を見る限り、建設発生土の処理方法が特定されておらず（丙第1の1号証3-33頁等）、また発生土置き場については静岡県及び山梨県以外何ら特定されていない（なお、山梨県は一か所のみである。）。

よって、具体的な処分先を含めた、処理・処分方法の計画について明らかにされているとは認められず、本件評価書は法令上要求されている手続きを履行しているとはいえない。

イ ウラン含有土壤が搬出等されるおそれがある点について

(ア) リニア中央新幹線に関する工事の特質

原告準備書面4の2頁以下で詳述しているとおりリニア中央新幹線の走行区間等においてはウラン鉱床の存在が指摘されている。そうすると、ウラン鉱床の存在が想定される区域についてウラン含有土壌が建設発生土として生じうるから「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物が発生する場合」に該当（前記第2の1(3)イ（ウ）②）し、本件は廃棄物等に関する環境影響評価手続きにおいて調査・予測手法の詳細化が必要な場合にあたるというべきである。なお、現に、ヒ素やフッ素含有土壌の発生が確認されている（甲C-G第4号証）。

(イ) 本件評価書上の記載

別紙における岐阜県の評価書上の建設発生土等の処理方法に関する記載をみると、廃棄物等の処理等についてウラン含有土壌が発生するおそれが考慮されている形跡は一切ない。丙第6の1号証5-9-78、79頁にはウラン鉱床に関する意見とこれに対する参加人の見解が示されているが、原告準備書面4の2頁ないし5頁で詳述したとおり、参加人は「文献調査により確認したウラン鉱床は回避しました」などとするのみである。

よって、本件評価書全体を通読すれば、事業実施区域及びその周辺にウラン鉱床の存在が想定され、ウラン含有土壌の発生のおそれが懸念されるにもかかわらず、環境影響評価手続きにおいて調査・予測手法の詳細化を検討しようとした形跡がなく、かつ他の地域と何ら変わらない同手続きが実施されているのであり、本件評価書は法令上要求されている手続きを履行しているとはいえない。

(3) 発生土置き場の環境影響評価手続きが実施されていないこと

ア 発生土置き場の位置等が特定されていないこと

リニア中央新幹線の建設に際しては大量の建設発生土の発生が想定でき

る以上は、発生土置き場が当然必要となる（静岡県のみ必要で、その他の地域では必要ないということはあり得ない）。そうすると、工事実施計画の認可申請段階で、発生土置き場の位置・規模についても特定されている必要がある。別紙及び前記(2)ア（イ）のとおり静岡県以外については、建設発生土の置き場が一切特定されていない。

#### イ 環境影響評価手続きの未実施

一応、発生土置き場についての環境影響評価がされている静岡県ですら、原告準備書面10の8頁ないし11頁で詳述したとおり、環境影響評価手続きに不十分な点があるというのに、位置等が何も決まっていない他の地域において、発生土置き場の設置、同所における工事の実施、同所に至る車両の走行等に伴う環境影響評価を適切に行うことなど到底できるはずがない。このような環境影響評価手続きでは、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保（アセス法1条）は達成されえない。

別紙のとおり、本件評価書においても、発生土置き場が、早晚必要となることから、これについて環境保全措置の検討が一応なされているようである。しかしながら、「具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置」という見出しからも分かるように、同検討は、位置も場所も規模も何も決まっていない発生土置き場について環境影響、環境保全措置及びその効果等を検討するものであって、机上の空論でしかない。

よって、本件評価書は、その記載からして、発生土置き場に関する環境影響評価手続きがアセス法令の要求する環境影響評価手続きを履行していないことが明らかというべきである（各地域における詳細については、東京都・神奈川県：原告準備書面14の20頁ないし21頁、原告準備書面15の47ないし49頁、山梨県：原告準備書面7の5頁、長野県：原告

準備書面 9 の 5 頁ないし 7 頁、岐阜県：原告準備書面 4 の 4 頁、愛知県：原告準備書面 11 の 4 頁ないし 5 頁に記載した。)。

#### (4) 小括

以上述べたとおり、本件評価書は、工事方法等についての特定が欠け、環境影響評価手続きにおける調査予測の詳細化の要否の検討等、アセス法令の要求する環境影響評価手続きを履行できていない。また、発生土置き場についての同手続きが静岡県を除き一般的抽象的なレベルでしか実施されていない。

よって、本件評価書における工事方法等の特定の欠如は本件評価書の瑕疵を構成する。

### 3 複数案検討が実施されていないこと

#### (1) 本件評価書上の記載

本件評価書上、複数案検討がなされたことがうかがわれる記載のある個所を別紙のとおり整理した。しかし、丙第 1 の 1 号証でいえば 3-2 頁の第 2 段落「3 つのルート」が検討されたとあるのみであり、本件評価書の記載上、複数案検討が実質的にされているとは認められない。

そして、基本的事項（平成 24 年 4 月 2 日改正以降）第一の一(3)において明らかにすることが必要とされている位置等に関する複数案の設定をしない理由の記載もない。

#### (2) 構造物ごとの複数案検討の未実施

また別紙のとおり整理した構造物の位置の選定方針等に関する記載個所をみると、絞り込みの基準等は本件評価書上の記載からも読み取ることが出来るが、絞り込みの過程で又は絞り込んだうえで複数案検討を実施した形跡は認められない。

複数案の設定をしない理由の記載がないことは前記(1)のとおりである。

#### (3) 小括

以上より、本件評価書は、複数案検討を実施しておらず、アセス法令の要 求する環境影響評価手続きを履行していないことから、これは本件評価書の 瑕疵を構成する。

#### (4) 法改正について

前記基本的事項は2012（平成24）年4月2日に告示されたものであ り、本件配慮書段階では告示されていない。しかしながら、2010（平成 22）年2月22日付け「今後の環境影響評価制度の在り方（答申）」におい て、すでに複数案検討の実施に関する基本的な考え方は示されており、同答 申が環境影響評価法の2011（平成23）年改正や同基本的事項の201 2（平成24）年改正につながっている。

これに加えて、原告準備書面6の9頁ないし10頁で詳述した複数案検討 の意義を考慮すれば、法改正の有無は、前記(3)の結論に影響を与えない。

### 4 参加権侵害があること

#### (1) 情報開示等が不十分であること

環境影響評価法は参加権としての環境権を保障する法律に位置づけられ るところ、原告準備書面6の12頁ないし13頁で主張したとおり、本件準 備書等は膨大なページ数に及び、一般人をして縦覧公告期間内に閲覧し、内 容を理解したうえで、環境保全の見地から意見を提出することは著しく困難 である。更に、その内容が不明確で、一般人をして理解が困難であることは 原告準備書面30の第5の1(5)及び(7)で述べた国交省有識者会議における 各委員の指摘からも明らかである。

#### (2) 参加人が各意見を勘案していないこと

水問題に関して環境保全の見地から提出された意見等についての記載個 所を別紙のとおり整理した。これらの意見をみると、配慮書段階からすでに 水問題を懸念する意見が提出されていることが分かる。

しかしながら、参加人は一向に具体的な見解を示さず、本件評価書におけ

る環境保全措置の項目等の記載のとおり、何ら具体的な環境保全措置を検討していない。このような参加人の環境影響評価手続きの進め方は、参加権としての環境権を保障したアセス法令の趣旨・目的に著しく反するものである。

また、参加人が各意見に対して向き合ってこなかったがために、水問題は原告準備書面30の第5の2で詳述した経緯をたどったのであり、同12で記載した大井川流域8市2町や同地域の住民による運動等が展開されるに至ったのである。

### (3) 小括

以上より、本件環境影響評価手続きは参加権としての環境権を保障した環境影響評価法の趣旨目的に悖るものであり、このような手続的不備は、本件評価書の瑕疵を構成する。

## 5 潜脱的事後調査が実施されていること

### (1) 本来的事後調査について

別紙のとおり整理した参加人が事後調査として記載するもののうち、別紙において「本来的事後調査」としたもののはいずれも環境影響の発生が予想される構造物等については一応の計画が存在することを前提に評価書作成段階における環境保全措置の効果に不確実性があることが事後調査実施の主な理由とされている。

### (2) 発生土置き場に関する事後調査について

これに対し、発生土置き場に関する事後調査は、そもそも評価書作成段階において発生土置き場が選定されていないという参加人の不手際により具体的な位置等を計画できず、具体的な環境影響評価ができないという性質のものであり（例えば丙第1の1号証10－5頁）、アセス法14条1項7号ハにいう環境の保全のための措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合に該当するとは認められない。

本件工事実施計画の認可申請時点で、発生土置き場について、具体的な位

置・規模等が特定されていないこと及び発生土置き場の具体的な特定なしにはアセス法令の趣旨目的に適合する環境影響評価手続きを実施できないことは前記2で述べたとおりである。

仮に、本件発生土置き場のように許認可申請段階では具体的な構造物等が決定できていないとして、環境影響評価手続きを後回しにするということが許されるのであれば、環境影響評価法は骨抜きとなり、「事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」というアセス法1条の目的は達成できない。

### (3) 小括

以上より、発生土置き場に関し、具体的な環境影響評価手続きの一切を本件工事実施計画認可処分後に行なうことは、横断条項における環境配慮審査を実質的に潜脱するものといえるから、前記(2)の潜脱的事後調査は本件評価書の瑕疵を構成する。

## 6 環境保全措置の不当な変遷

### (1) 水問題をめぐる動き

原告準備書面30の第5において、本件工事実施計画認可処分から同書面作成時点までの水問題をめぐる主な出来事について整理した。以下、本件評価書における水問題に関する環境保全措置の検討が実質的になされていないことを論ずる。

### (2) 環境保全措置の事後の提案

#### ア 導水路トンネル案の提案

参加人は本件工事実施計画認可申請時点では、地下水位や水資源に関する保全措置の案としては、覆工コンクリート、防水シート、薬液注入及びトンネル湧水のポンプアップしか挙げていなかった。しかしながら、2014（平成26）年12月19日に導水路トンネル案を提案するに至った（原告準備書面30の第5の2(1))。

#### イ アセス法令の潜脱となること

導水路トンネルを設置するとなると、同トンネル設置のための掘削工事やその存在による水質汚濁、地下水位の減少等の新たな環境影響の発生が予測されるところ、これらについてはアセス法令に基づく環境影響評価が実施されないことになる。

そして、同トンネル案の提案は、本件工事実施計画認可処分からわずか2か月の間で提案されたものである。同2か月の間に、2011（平成23）年5月20日から2014（平成26）年8月26日の間の調査ではおよそ明らかにすることができないような新たな知見が得られたがために、同トンネル案の提案に至ったのであればともかく、本件ではそのような事情はない。

そうすると、同トンネル案の提案は、同トンネルの設置等に関し、アセス法令に基づく環境影響評価手続きを潜脱することを意図してなされたものと評価せざるを得ない。百歩譲ってそのような意図がないとしても、わずか2か月で提案することが可能な導水路トンネル案が3年以上にも及ぶ本件環境影響評価手続きの中で全く検討されなかつたことは、同手続きの著しい瑕疵を基礎付ける。

#### (3) 本件環境影響評価手続きが不十分であること

原告準備書面30の第5の2(5)及び(7)で述べたとおり、国交省有識者会議においては、参加人の提出した資料では、環境保全措置の検討をするには不十分である旨の意見が複数の委員から提出され、第四回有識者会議頃からはじめて検討をするに耐えられる資料が提供されるようになった。

同会議に至ってですら、参加人の資料が不十分であったのだから、参加人が2014（平成26）年8月26日までに作成した本件評価書における環境保全措置の検討が不十分であったことは言うまでもない。

また、同書面第2の2(6)で詳述した参加人社長の発言は、撤回されはした

ものの、参加人において環境保全措置を十分に検討する意思がなかったことの証左であり、本件評価書における環境保全措置の検討が不十分であったことを推認させる事情となる。

#### (4) 参加人の説明の変遷

原告準備書面30の第5の2(7)、(9)ないし(11)で述べたとおり、参加人は第四回有識者会議以降、地下水位の低下に関する新たな予測を公表し、本件評価書における環境保全措置等に関する記載やトンネル湧水等に関する従前の予測を修正するなどした。また、同(2)及び(11)で述べたとおり、参加人は本件環境影響評価手続き後ではあるが、環境保全措置として、湧水全量戻しを宣言したにも関わらず、2021（令和3）年3月22日には、全量戻しに12年から20年以上かかる見通しを発表した。

このように水問題に関する参加人の予測や環境保全措置の検討はアセス法令の要求する水準の環境影響評価手続きを履行していれば説明できない変遷を繰り返している。このような事実は、本件評価書における環境保全措置の検討が不十分であったことを推認させ、本件評価書の瑕疵を基礎付ける。

#### (5) 意図的に評価書上の記載を省略又は改ざんしたこと等

##### ア 畑薙山断層帯に関する本件評価書の記載の修正

参加人が、畑薙山断層帯に関する本件評価書の記載を令和2年8月に公表された畑薙山断層帯への対応（甲C-S第56号証）において修正したことは原告準備書面30の第5の3で主張したとおりである。

##### イ 平成25年頃には畑薙山断層帯への対応（甲C-S第56号証）と同様の調査・予測結果が存在したこと

畑薙山断層が本件評価書に記載されているよりも北方に存在しトンネルと交錯することが判明したのは東俣ボーリング調査（2013（平成25）年頃と思われるが正確な時期は不明。）時である。同調査は、原告準備書面30の第7で求釈明を求めている非公開資料であると考えられる。

そうすると、参加人としては本件工事実施計画認可申請時点で、2020（令和2）年8月公表の畠薙山断層帯への対応と同様の調査予測結果を公表すること及びこれに基づいた環境保全措置の検討が可能であったというべきところ、参加人はあえて畠薙山断層帯が対象事業実施地区内には存在しないという調査・予測結果を本件評価書に記載していたことになる。

#### ウ 断層や破碎帯に関する慎重な調査・予測等の必要性

元来、断層や破碎帯におけるトンネル工事は最も困難なものとして位置づけられている。例えば、黒部ダムの工事では80メートルの破碎帯を突破するのに7カ月の期間を要し（甲C-S第56号証）、山陽新幹線の六甲トンネルでは10メートルの破碎帯突破に10カ月を要し（甲C-S第57号証）、伊豆の丹那トンネルでは10メートルの断層帯突破に14カ月（犠牲者16名）、40メートルの破碎帯突破に34カ月を要している（甲C-S第58号証146頁）。

これは、断層が、幅広い破碎帯を形成していることが多いことに起因する。すなわち、断層や破碎帯では岩盤が破碎され、砂状、碎片状になっており、その間隙に高圧の地下水が賦存している場合には、断層に接近した際にトンネル構内に高圧の大量湧水が発生し、それに伴う地山の流出や崩壊の危険が生じるのである（甲C-S第58号証145頁）。

以上から、断層や破碎帯に関する慎重な調査・予測等が求められることは言うまでもない。

#### エ 畠薙山断層帯においては殊に慎重な調査・予測が必要なこと

一般に活断層の幅は数メートル程度とされているが（甲C-S第59号証）、畠薙山断層の破碎帯の幅800メートルは、断層の中では突出して大きい。同断層は約800メートルの範囲で破碎帯が繰り返し出現しており、最大土被り1400メートル（甲C-S第55号証2頁）での工事であることも考え合わせると大量の高圧突発湧水（参加人が定めるリスク管理の

上限値である先進ボーリング湧水量 50ℓ／10m・秒、トンネル湧水量 3m<sup>3</sup>／秒以上の湧水）が発生する可能性は極めて高い。

そうすると、畠薙山断層帯と約 1400 メートルの土被りのある南アルプスでのトンネル工事においては、一般に要求される調査予測等よりも特に慎重な調査予測及び環境保全措置の検討が実施されなければならなかつた。

#### オ 小括

以上より、参加人は 2013（平成 25）年頃には畠薙山断層帯に関する特殊性をすでに認識されていたにもかかわらず、参加人は意図的に本件評価書上では同断層帯が対象事業実施地区内には存在しない旨記載し、同記載に基づく環境保全措置の検討しかしていないのであるから、このような意図的な評価書の記載の省略又は改ざんは本件評価書の瑕疵を構成するというべきである。南アルプスにおけるトンネル工事において特に慎重な調査予測等が必要とされることを考慮すれば、このことはより一層明らかである。

#### (6) 事後調査が本来的事後調査とはいえないこと

水問題に関する環境保全措置の一部は事後調査に位置づけられているところ、原告準備書面 30 の第 5 で述べた事情（とくに、本件アセス作成前の 2013（平成 25）年段階において、畠薙山断層が中央新幹線トンネルと交錯すること、同断層が幅約 800 m の規模を有しており大量の高圧湧水が発生する可能性が高いことを地質調査会社の調査を通じて把握していたこと）及び前記(5)で述べた南アルプスにおけるトンネル工事で要求される慎重な環境保全措置の検討の必要性を考慮すれば、同事後調査は、本来の環境影響評価手続きの中でも十分に実施し得るものかつ実施すべきであったものといえるから、同事後調査はもはや本来的事後調査とはいえない。

#### (7) 小括

以上より、水問題に関する本件工事実施計画認可処分後の事情を考慮すれば本件評価書における環境保全措置の検討等が不十分又は実質的に行われていないことは明らかであり、事後調査も本来的事後調査としての正当性を有しないから、これらの不備はアセス法令の要求する環境影響評価手続きを履行しないものとして、本件評価書の瑕疵を構成する。

## 7 本件環境影響評価手続きが不十分であること

### (1) 地盤に関わる工事の基本

原告準備書面30の第3の4でも述べたようにトンネル工事など地盤に関わる工事では、それぞれの現場での地盤条件に応じた設計と施工が基本であり、また施工工程に応じたリスク管理が重要となる。

### (2) 本件環境影響評価手続きにおける地盤沈下の調査等

本件評価書における地盤沈下等に係る記載のある個所を別紙のとおり整理した。いずれも、工事の実施時における切土工等又は既存の工作物の除去、鉄道施設（駅）の存在、トンネルの工事及び鉄道施設（都市トンネル、非常口（都市部））の存在により、地盤沈下が発生するおそれがあるとして、環境影響評価が実施されている（丙第2の1号証8-3-2-1頁等）。

本件評価書で想定されているのは工事の施工に伴い、地下水位が低下し、粘土層が収縮するという一般的な地盤沈下の仕組みであると考えられる（丙第2の1号証8-3-2-2頁等）。参加人はこのような地盤沈下の仕組みを前提に、地盤沈下に関する予測等を行い、止水性の高い山留め工法等の採用等の環境保全措置を検討し、これらによって地盤沈下の回避又は低減が可能であるとした。

また、本件評価書上、地盤沈下に関して、ボーリング調査を実施し、工事実施区域の詳細な地質条件を明らかにしている個所は数か所のみである（別紙参照）。

### (3) 調査等の不足が明らかなこと

#### ア 地盤に関わる工事の基本を無視した環境影響評価手続き

原告準備書面15の29頁ないし33頁において、トンネル工事による地盤変状の仕組み、シールドマシンによる施工による地盤変状の仕組み、そして橋本周辺地域の地質条件と同地質条件の下で発生しうる地盤変状の仕組みを詳述した。しかしながら、本件評価書の記載上は地盤変状に関する一般的なメカニズムに関する記載すらなく、地盤変状のおそれについての調査等は基本的には文献調査のみである。

更にボーリング調査は、都市トンネル区間については、全区間中ごく一部のみしか実施されていない。このような環境影響評価では前記(1)で述べたそれぞれの現場での地盤条件に応じた設計と施工という地盤に関わる工事の基本を全く無視するものであり、アセス法令の趣旨目的にも適合しないことは明らかである。

#### イ 施工方法や施工段階に応じた環境保全措置の検討の未実施

更に、原告準備書面30の第3の2ないし4で記載したように、2020（令和2）年以降、トンネル工事による地盤沈下事故が続発しており、その原因は事前調査不足、シールドマシンによる砂の過剰な取込みや施工管理にあると結論付けられている。しかしながら、本件評価書上は、文献調査に依拠した地下水に関する環境保全措置の検討に終始しており、シールドマシンを用いることによって生じうる地盤変状のメカニズムの考慮やこれに応じた環境保全措置の検討の形跡が一切ない。また、地下水位低下による地盤変状も含め、施工段階に応じたリスクの予測やそれに応じた具体的な環境保全措置の検討も一切なされていない。

参加人は環境保全措置の不確実性をなしと評価しているが、原告準備書面30の第3の2ないし4で記載した新横浜トンネル工事及び東京外環トンネル工事に伴う陥没事故は、不十分な調査・予測等に基づく工事管理によって発生したものである。そもそも、参加人の検討した環境保全措置は

机上の空論に過ぎないのであり不確実性を論ずるまでもないが、仮に十分な調査・予測がなされていたとしても、不確実性がないという結論に至ることはおよそ考えられない。

#### (4) 小括

以上を踏まえれば、地盤沈下に関する本件環境影響評価手続きはアセス法令の趣旨目的に適合したものとはいえず、不十分であることは明らかであるから、このような評価書の記載をもって事業の環境配慮適合性を判断することはおよそ不能であると言わざるを得ない。よって、前記(3)で述べた調査等の不足は、本件評価書の瑕疵を構成するというべきである。

### 第4 本件認可処分が違法であること

#### 1 環境配慮審査が違法であること

##### (1) 本件評価書に瑕疵があること

前記第3で詳述したとおり、本件評価書は本来その工事や存在による環境影響を評価すべき構造物等に関する特定性を欠き、また複数案検討の欠如、住民等の意見の勘案義務違反、環境影響評価手続きの意図的潜脱等が認められる。これに加え、本件工事実施計画認可処分後の前記第3の6等で詳述した環境保全措置に関する不当な変遷を考慮すれば、本件評価書はアセス法令の趣旨目的に適合するものとは認められず、本件評価書は瑕疵があるというべきである。

このような瑕疵ある評価書は、本来は環境配慮審査の判断資料としての適格を有さない。よって、同評価書に基づきなされた本件工事実施計画における環境配慮審査は、その判断の基礎となる事実を欠くか又は社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされた判断というべきである。

##### (2) 裁量権の合目的的行使義務違反が認められること

本件評価書における構造物の特定性や環境保全措置の検討が不十分である

ことは前記第3で詳述したとおりであり、また、前記第3の3で述べたとおり、参加人は実質的な複数案検討を何ら行っていない。

仮に、百歩譲って、本件評価書の瑕疵が環境配慮審査の判断の基礎となる事実を欠くとまではいえないとしても、これら不十分な環境影響評価手続きを見過ごして環境配慮適合性を肯定した本件環境配慮審査は、考慮すべき事項を考慮しないなど、環境基本法等の基本理念に基づく合目的的裁量権の行使義務違反が認められ、違法というべきである。

## 2 事業審査と環境配慮審査の総合判断が違法であること

### (1) 事業審査の違法性

原告準備書面30の第2で詳述したとおり、リニア中央新幹線については本件工事実施計画認可処分以後、その経済的合理性に次々と疑問が呈されており、その営業開始についても確実な見通しが立っていない。このような事後的な事情をも踏まえれば、同処分における事業審査は、経済的合理性等につき十分な検討をせず、安易な見通しで事業実施による利益の存在を認めた点で裁量権の逸脱濫用があり違法というべきである。

### (2) 総合判断の違法性

仮に、百歩譲って事業実施による利益が認められるとしても、同利益は原告準備書面30で主張したように極めて小さい。

これに対して、リニア中央新幹線の工事やその存在等によって影響を受ける環境には、南アルプスに代表される極めて良好な自然環境のほか、水環境、生活環境など原告らをはじめとする沿線住民らの生活と密接に結びつく環境が含まれるところ、本件環境影響評価手続きは前記第3のとおりアセス法令の趣旨的に適合しているとは認められず、このような環境影響評価手続きでは、同環境の保全について適正な配慮がなされるものとは到底認められない。

それにも関わらず、被告は本件工事実施計画認可処分をしたのであり、同

判断は、環境配慮の有無及び程度を適切に考慮せず、一方で、事業実施による利益を過剰に評価するなど、考慮遺脱、考慮不尽及び考慮逸脱による裁量権逸脱濫用の違法があるというべきである。

以上